

別記様式第7号（第14条関係）

矢板市指令生環第 361003 号

住 所 那須塩原市井口198-1

氏 名 株式会社 真田ジャパン

代表取締役 五月女 大造

令和8年2月18日付で申請のあった一般廃棄物（収集運搬・処分）業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条(第5項・第10項)の基準に適合するので次の条件
を付して許可する。

令和8年3月27日

矢板市長 森島 武芳



条件

許可番号 7-20

NO COPY
再複写無効

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等を遵守すること。
- 2 矢板市廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例施行規則第21条の規定に基づき、毎月10日までに前月の業務実績を別記様式第14号により報告すること。
- 3 矢板市、塩谷広域行政組合の指示に従うこと。

許 可 の 期 間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（多量排出ごみに限る）
収集運搬及び処分の別	収集運搬
対 象 区 域	矢板市一円
取 扱 手 数 料	適正な原価計算に基づき算出された手数料
環境衛生上必要な措置	(1) 関係法令に基づき、生活環境の保全に努めること。 (2) 施設や車両は、清潔を保ち、廃棄物の落下及び汚水の流出をしないよう努めること。